昭和拾年（月報番號第一五七號）

No. 122

小作爭議調査表

（昭和十年七月分）

項目	内容
場所	企救郡企救町大字蒲生
關係人員	地主 長畑茂義 小作人 福島安永
地主關係團体	ナシ
原因	地主は小作料三俵一斗にて杉山市太郎に小作せしめ居りたる処、杉山は現小作人に小作権を轉貸し所年度は三俵を納入し残り一斗は今日に至る迄不納の為、地主は杉山に対しま納小作料を請求したるも責任現小作人に轉嫁したる為、地主は小作轉貸を不当として土地返還を要求したるに因る
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は組合に援助を依頼す。 別会通（により）勧告 報告方 ……（以下略）
發生	昭和十年六月二十四日
終熄	昭和〃年七月五日
關係地種類面積	田 一反十歩
小作人關係團体	全農福岡縣企救第一支部

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、地主は離作料として金六十円を支給すること 二、小作人は四斗入三俵一斗入地米合の小作料を一俵として昭和十一年一月末日迄に地主に納入し 離作料六十円の内四十五円を十一月十五日迄に支拂の残り十五円は小作人より一月までに 小作料一俵納入の際支付すること、 三、地主は小作人の稲刈取後は土地中立入処分自由なること。	